

## 徴収事務等委託契約書

廿日市市（以下「委託者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）とは、廿日市市火葬場（以下「火葬場」という。）の使用料及び各種証明書発行に伴う手数料の徴収事務等の委託について、次のとおり契約を締結した。

（委託業務の内容）

第1条 委託者は、廿日市市の住民に対して行う次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託した。

(1) 次に掲げる申請書の受理及び証明書等の発行業務

火葬場使用許可申請書

火葬場使用許可証

火葬証明交付請求書

火葬証明書（平成11年以降に火葬されたものに限る。）

分骨証明申請書

分骨証明書（火葬場霊峯苑で火葬時に分骨されたものに限る。）

(2) 廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和42年12月15日条例25号）第7条の規定に基づく火葬場使用料（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項）及び廿日市市手数料条例（昭和39年条例第22号）第2条第1項の規定に基づく各種証明書発行に伴う手数料（地方自治法（昭和22年第67号）第227条）の徴収事務

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 受託者は、委託業務の実施に要する費用は、令和9年4月1日付けで締結した廿日市市火葬場霊峯苑、霊峯墓苑・第二霊峯墓苑・第三霊峯墓苑の管理に関する年度別協定書に定める指定管理料に含めるものとする。

（申請書及び許可証等の受理及び発行に関する事務）

第4条 受託者は、火葬場の使用及び火葬証明の交付等の申請があった場合は、申請書を受け付けるとともに、申請内容を確認し適正であれば、許可証等を申請者に発行するものとする。

2 受託者は、受け付けた申請書及び許可証等については、簿冊に綴じて鍵がかかるロッカー等に保管しておくこと。

（徴収事務）

第5条 受託者は、委託業務を処理するに当たっては、廿日市市会計規則（昭和63年廿日市市規則第13号。以下「会計規則」という。）等の関係規定及び委託者の指示を遵守しなければならない。

2 受託者は、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収したときは、

委託者が指定する様式において、領収証書を発行しなければならない。この場合において、領収印のひな形及び寸法は、会計規則別表第2の出納員用領収印に準ずることとし、領収印名義は「廿日市市指定管理者 ○○」とする。

- 3 受託者は、徴収した使用料等を確実な方法で保管し、委託者の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。
- 4 前項の払込期限は、徴収した日の翌日とする。ただし、第11条の規定により契約を解除したときに受託者が保管する徴収した使用料等については、委託者が指定した日までとする。
- 5 前項に定める払込期限が指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の休業日（銀行法に規定する休日）に当たるときは、その翌日までとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、受託者は、正当な理由があると委託者が認めるときは、あらかじめ委託者の承諾を得たうえで、払込期限を延期することができる。
- 7 受託者は、正当な理由がないのに第4項及び第5項に定める期限までに払い込まないときは、当該期限の翌日から払い込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年14.6パーセントの割合で算出した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（徴収事務に関する報告等）

第6条 受託者は、毎月の徴収の状況を委託者の指定する様式により、翌月の5日までに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、次に掲げる帳簿等を備えなければならない。

- (1) 使用料等の徴収に関する書類
- (2) その他委託者が指定する書類

（実地調査等）

第7条 委託者は、必要があると認めるときはいつでも、受託者に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（関係書類の整理）

第8条 受託者は、委託業務の実施に際しては、関係書類を整理し、委託期間満了の日から10年間保存するものとする。

（再委託の禁止）

第9条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（損害賠償）

第10条 受託者は、故意又は過失により、徴収すべき手数料に不足を生じたとき、又は徴収した使用料を失ったときは、委託者にその損害を賠償するものとし、徴収過多となった場合、又はその他何らかの事故等が生じた場合は、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

（契約の解除）

第11条 受託者が次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約

の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な事由がないのに委託業務に着手しないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、受託者が契約に違反しその違反によって契約の目的に達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、委託者は、この契約に定める損害を賠償しないものとする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約について疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和9年4月1日

委託者 廿日市市  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

受託者 住所

氏名